

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案の3法案を第159回国会に提出した。

### (6) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進を内容とする地域福祉計画の策定を支援している。

## 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとするNPO等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加える

など地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、だれもが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

### (1) 生涯学習社会の形成

#### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

##### (ア) 生涯学習の推進体制の整備

国民の生涯を通じた多様な学習需要に対応した学習機会が適切に提供されるためには、国や地方公共団体が、生涯学習の振興について積極的に取り組んでいくことが重要であり、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号。以下「生涯学習振興法」という。）や中央教育審議会生涯学習分科会の答申等に基づき、生涯学習社会の形成を図っている（図2-3-28）。

また、地方公共団体における生涯学習の推進体制の整備を図るため、平成15年9月現在、生涯学習担当部局が全都道府県及びほとんどの市町村で設置されているほか、都道府県生涯学習審議会（生涯学習の総合的な推進に関する重要事項の調査審議機関）が37都道府県で設置され、生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想は45都道府県及び1,700市町村で策定されている。

##### (イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の機会の提供に係る基盤の整備については、地域住民が高度で体系的な学習機会を享受できるよう、市町村や地域の様々な生涯学習関連機関との連携・協力を図る都道府県の生涯学習推進センターの整備（平成15年9月現在、41施設）が進められている。

また、生涯学習情報提供事業として、生涯学

習情報を全国的に提供する事業を推進しているほか、生涯学習の普及・啓発については、全国生涯学習フェスティバルを開催し、シンポジウム、体験教室等を行うことで、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供した（平成15年11月27～12月1日、沖縄県にて「ちゅら島で拓こう自分！つなげよう心！」をテーマに開催）。

さらに、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、社会教育主事等の資格付与講習や研修事業等を実施しているほか、社会教育関係職員や民間指導者を対象とした研修の充実を図るため、都道府県が行う社会教育研修支援事業に対し補助を行った。

### （ウ）学習成果の適切な評価の促進

知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかしたり、学習の励みとするための学習成果の適切な評価が求められている。

このため、民間団体が行う社会人等が習得し

た知識・技能の水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを認定する技能審査の制度を設けている。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対し学士の学位を授与しており、大学の正規の課程を修了していなくとも、大学の修了者と同等の水準にある者であれば、学士の取得が可能となっている（平成14年度学士授与数2,206名）。

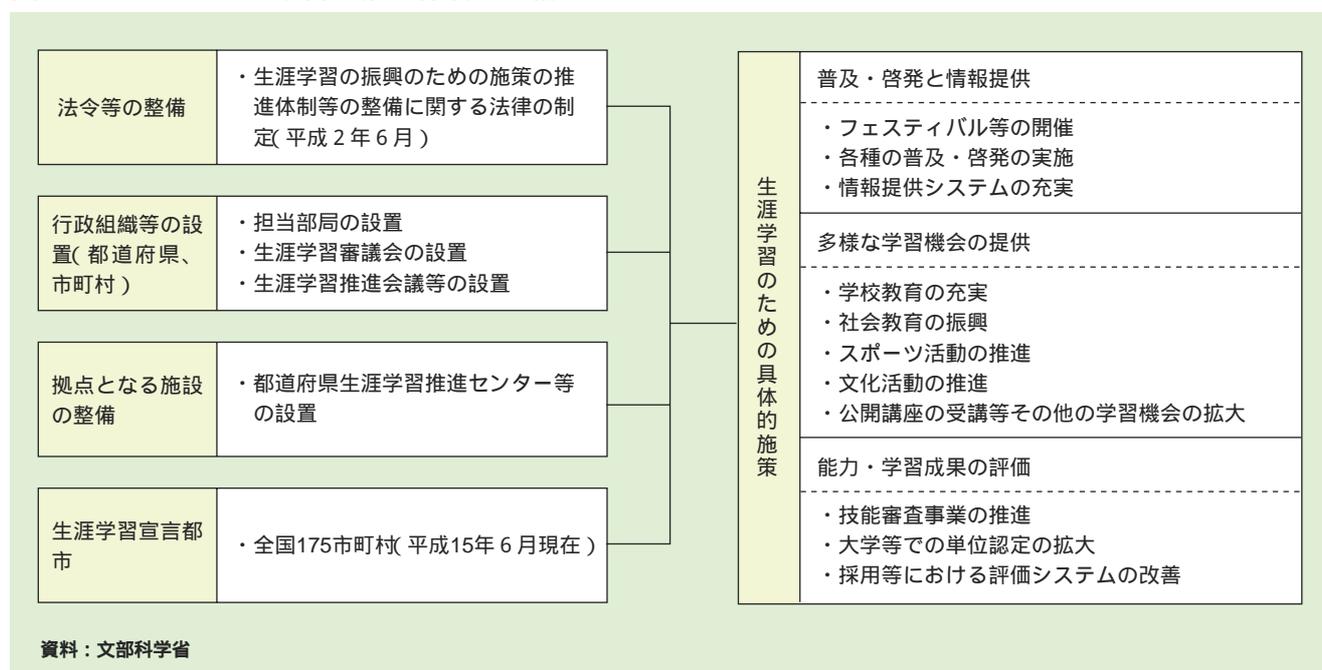
## イ 学校における多様な学習機会の確保

### （ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

児童生徒が介護・福祉などの高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めることができるよう、福祉施設等における介護体験活動への取組等、実践的な活動を推進している。

平成14年度から実施している、小・中学校の新学習指導要領においては、ボランティア活

図2-3-28 生涯学習の推進体制の整備



動や高齢者との交流を積極的に取り入れるなどの改善を図っており、その円滑な実施に努めている（高等学校は15年度から実施）。

また、小・中・高等学校等の児童生徒が、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動を始める多様な体験活動に取り組むことを促進する目的で、各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動の展開を図る「豊かな体験活動推進事業」を平成14年度から行っている。

なお、上記のような取組等が行われている学校現場において、児童生徒の指導に当たる教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）に基づき、小学校又は

中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者については、特殊教育諸学校、社会福祉施設等での介護等の体験が義務付けられている。

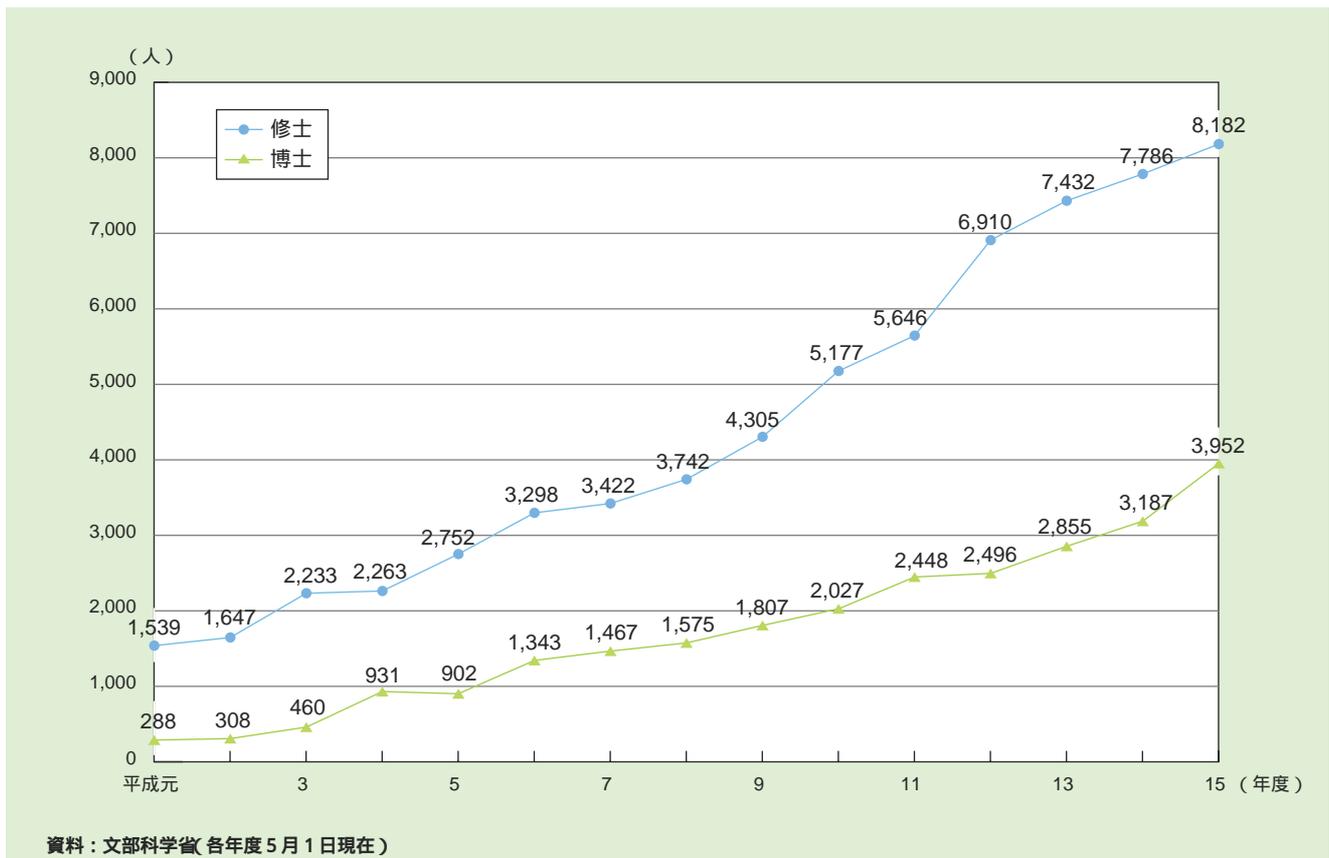
### （イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施などを行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進している（図2-3-29）。

また、平成14年3月には、大学等において社会人の学習機会を一層拡大する観点から、大学設置基準の改正により長期履修学生制度を導入している。

社会人特別選抜は、大学等への入学を希望する社会人に対し、小論文、面接等を課すことに

図2-3-29 大学院の社会人受入状況の推移



よって行う特別な入学者選抜制度であり、平成15年度現在、452大学（学部）、348大学（大学院）で実施している。

専ら夜間において教育を行う夜間大学院は、平成14年度現在、21大学において設置されている。

昼夜開講制は、昼夜にわたって授業を開講し、学生の生活形態に応じた履修を可能にする制度であり、平成14年度現在、74大学（学部）、238大学（大学院）で実施されている。

科目等履修生制度は、1又は複数の授業科目を履修する社会人等に対し、単位の授与を可能とする制度であり、平成13年度現在、科目等履修生制度を置く大学は、609大学、科目等履修生の数は、1万8,315人となっている。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接

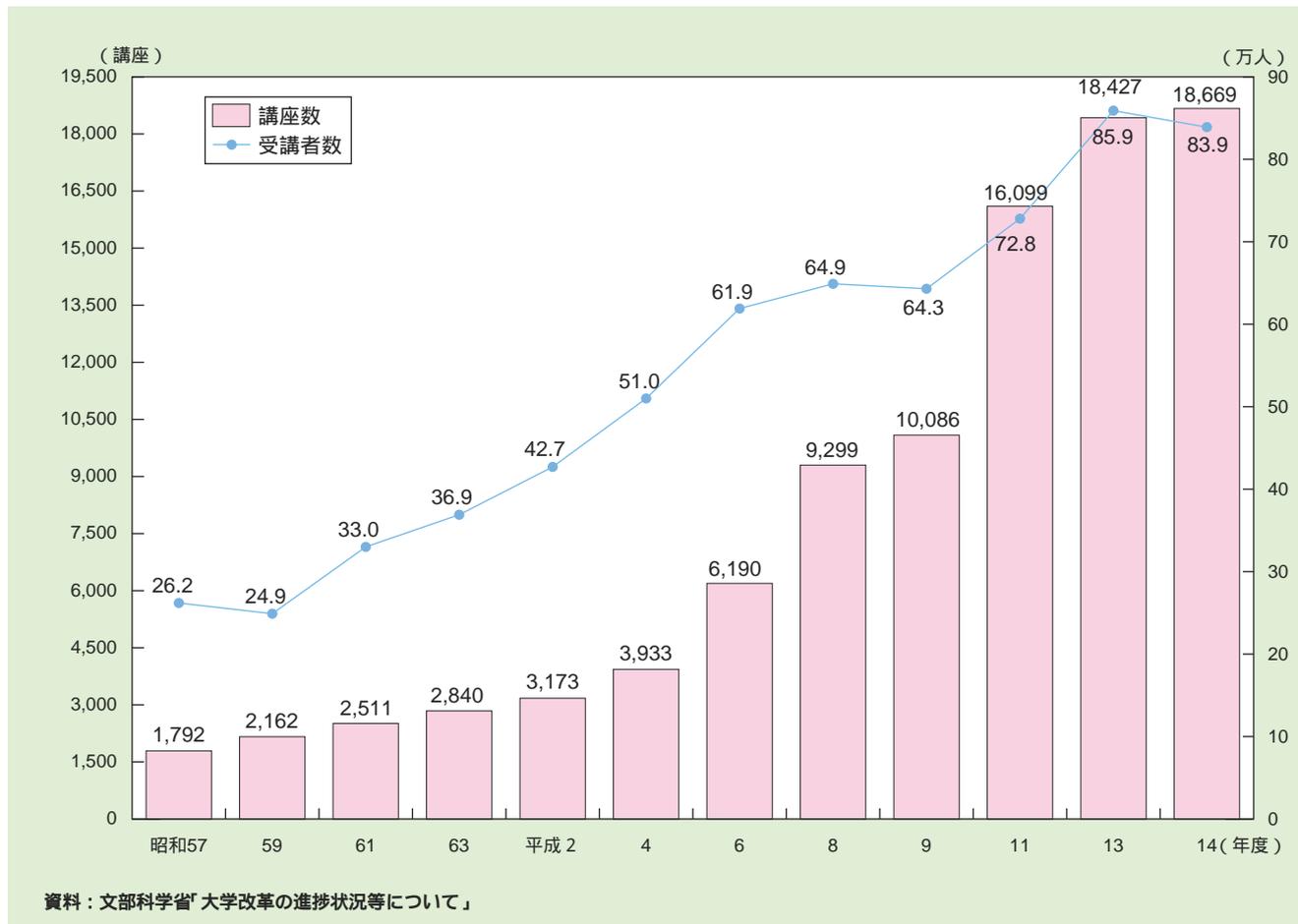
社会に開放し、大学公開講座を実施している（図2-3-30）。

放送大学においては、テレビ、ラジオなどのメディアを活用して広く社会人等に大学教育の機会を提供している。同大学在学者は、60歳以上の割合が大学は12.0%、大学院は8.0%、会社員や公務員などの有職者の割合が大学は50.8%、大学院は81.7%となるなど、その属性は多岐にわたっている（図2-3-31）。また、放送授業を視聴するための学習センターを全都道府県において整備している（平成15年度現在50か所）

### （ウ）学校機能・施設の地域への開放

多様な学習活動を推進するためには、学校が有する教育機能や施設を地域に開放し、地域社

図2-3-30 大学公開講座の実施状況の推移



会の学習ニーズにこたえていくことが必要である(表2-3-32)。

このため、学校施設整備指針に基づき、より積極的な取組を促すとともに、学校開放を行うための施設整備に対し補助を行っている。

また、小・中学校の余裕教室について、「余裕教室活用指針」(平成5年文部省教育助成局長、大臣官房文教施設部長、生涯学習局長通知)に基づき、学校施設の本来の機能に配慮しつつ、積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地域住民の学習活動にも資

するよう、転用の具体的事例の紹介等を通じて地方公共団体を促している。

また、専修学校において一般教養等に関する学習機会を提供する学校開放講座の開設に対し補助を行った。

そのほか、様々な学習歴や生活環境を有する者に対して、広く高等学校教育の機会が確保されるよう、多様な履修形態を可能とする単位制高等学校が制度化されており、平成14年度現在、公立362校、私立67校、国立2校で設置されている。

図2-3-31 放送大学在学者の年齢・職業

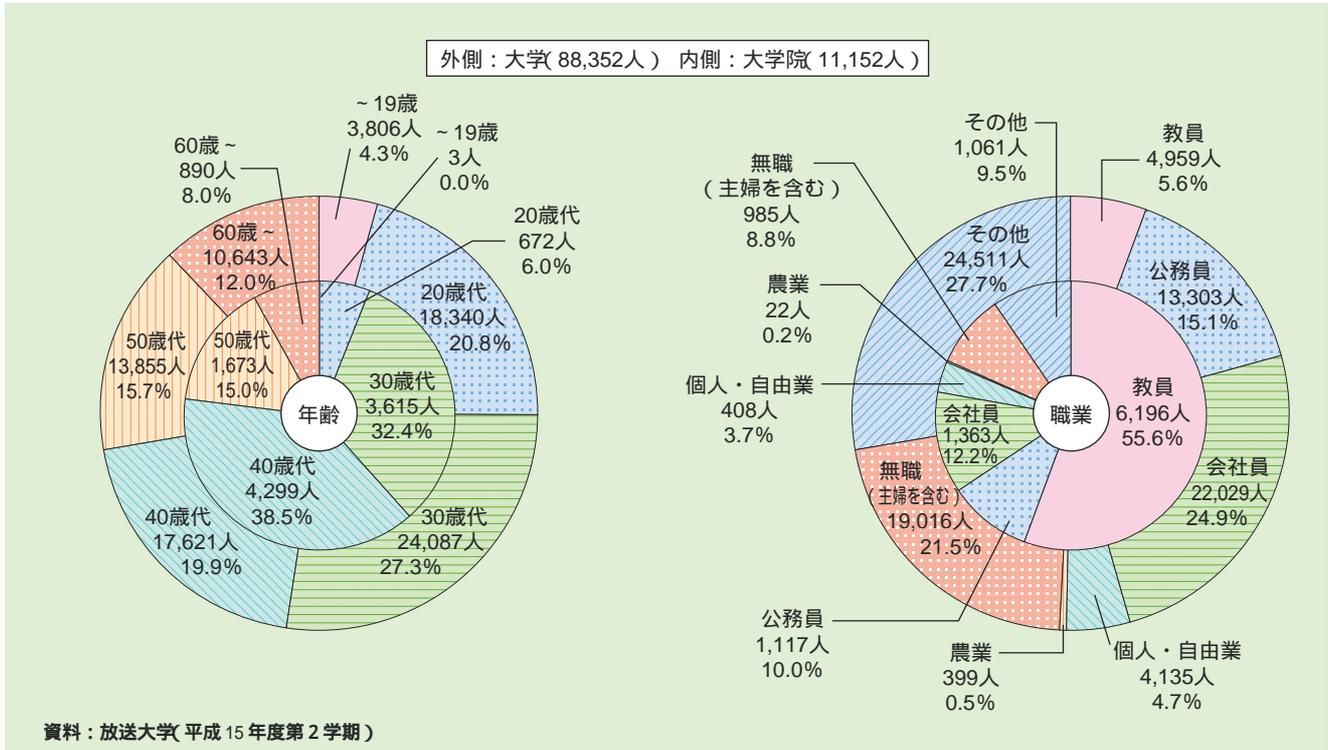


表2-3-32 学校施設の開放状況

	いずれかの施設で開放している	各施設の開放状況				開放していない
		校舎	体育館	グラウンド	プール	
小学校	95.9	39.1	94.6	86.0	29.3	4.1
中学校	92.4	33.3	86.1	68.9	8.4	7.6
高等学校	73.4	27.2	34.5	41.8	2.4	26.6
計	92.5	36.2	85.6	76.3	20.6	7.5

資料：文部科学省(平成12年度実績)  
(注)調査対象は、全国の公立学校

## ウ 多様な学習機会の提供

### (ア) 社会教育の充実

地域の様々な社会教育活動は、高齢者の生きがいを高めるとともに、各世代が高齢者との交流や高齢化問題についての学習を通して、高齢社会についての理解を深める役割を果たしている。

公民館を始め、図書館、博物館、女性教育施設等の社会教育施設や教育委員会において、幅広い年齢の人々を対象とした多くの学習機会が提供されている。この中には、高齢社会について理解を促進するためのものや高齢者を直接の対象とする学級・講座も開設されている（表2-3-33）。

こうした社会教育施設や教育委員会が開設する各種の学級・講座を始め、地域学習活動の活性化を図るため、高齢者問題などの課題について、行政と高齢者教育NPO等との連携による高齢者教育など地域住民自らが課題解決に取り組む事業に対し補助を行った。

さらに、地域住民の学習拠点としての機能の向上を図るため、社会教育施設の情報化等を促進するための設備を整備する都道府県、市町村に対して補助を行った。

表2-3-33 教育委員会及び公民館における高齢者対象の学級・講座の状況

区 分	平成13年度間	平成10年度間
学級・講座数	45,501 講座	37,078 講座
教養の向上	25,215	23,272
体育・レクリエーション	9,898	5,036
家庭教育・家庭生活	2,845	2,193
職業知識・技術の向上	823	350
市民意識・社会連帯	4,334	4,289
その他	2,386	1,938

資料：文部科学省「社会教育調査（平成13年度及び10年度）」

### (イ) 文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流を行ったほか、国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、音楽・演劇等の舞台芸術の巡回公演や国立美術館・博物館等の所蔵作品の巡回展等による芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、公立文化会館等に対する芸術文化情報の提供や施設職員のための研修の実施等、文化施設運営の支援などを通じて文化活動の活性化と定着化を図っている。

### (ウ) スポーツの振興

国民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成の支援のほか、スポーツ施設の整備、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催等各種生涯スポーツ事業の実施、指導者の養成確保等を行っている。

### (エ) 民間事業の振興

民間事業者によるカルチャーセンター、スポーツクラブ、美術館等の生涯学習関連事業は、

表2-3-34 全国の民間生涯学習関連事業所数

事業所の種類	事業所数
カルチャーセンター （個人教授所）	693
フィットネスクラブ	1,258
スポーツ・健康（フィットネスクラブ除く）	5,730
生け花・茶道	10,209
そろばん	9,454
音楽	21,892
書道	14,612
和裁・洋裁	1,245
学習塾（各種学校でないもの）	51,120
その他	26,595

資料：「カルチャーセンター」は経済産業省「特定サービス産業実態調査」（平成14年）、「個人教授所」は総務省「事業所・企業統計調査（平成13年）」

多様な学習機会や、地域住民等に身近な活動の場を提供するため、生涯学習基盤の総合的な整備を進める観点から大きな役割を期待されている（表2-3-34）。

## エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、労働者の職業設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針を定め、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを図っている。また、教育訓練給付金制度については、大学等の講座を指定の対象に加える等の制度拡充を行い、これらの活用により、勤労者の自発的

な能力開発を支援している。

## (2) 社会参加活動の促進

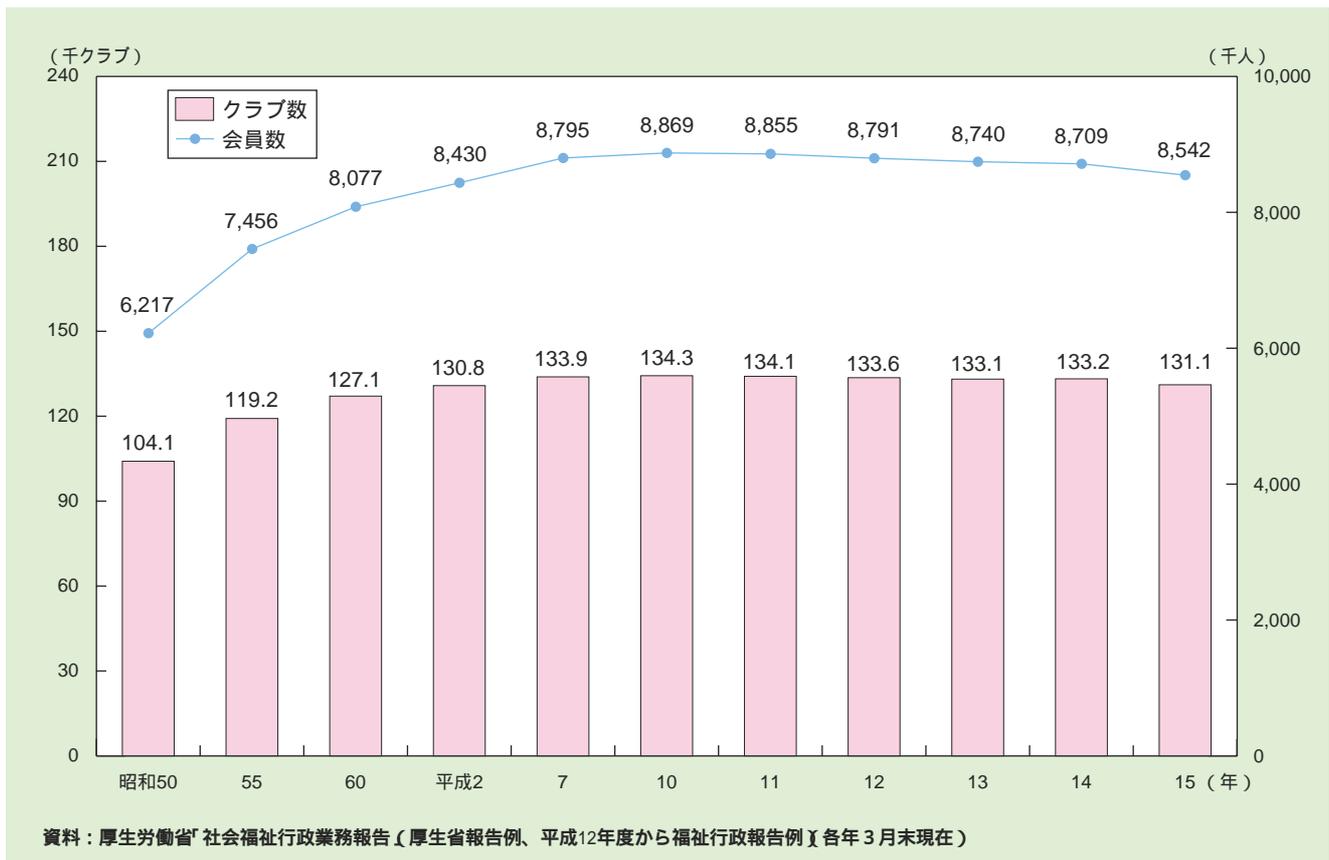
### ア 高齢者の社会参加活動の促進

#### (ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている（図2-3-35）。

また、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、高齢者ボランティア活動への支援等や、各都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」で実施している高齢指導者等

図2-3-35 老人クラブ数と会員数の推移



の育成や組織ネットワークづくりに対し補助を行っている。平成15年10月には全国健康福祉祭（ねんりんピック）を徳島県で開催した。

さらに、高齢者の持つ豊かな知識・経験や学習の成果をいかした社会参加活動を支援する観

### 趣味の手品を通じた子どもとの交流



点から、高齢者の社会参加活動の振興方策について国民各層による幅広い意見交換を行う全国高齢者社会参加フォーラムの開催（平成15年度は11月30日沖縄県にて『ちゅらさん』の知恵～好奇心は元気のバロメーター～をテーマに開催）等を行った。

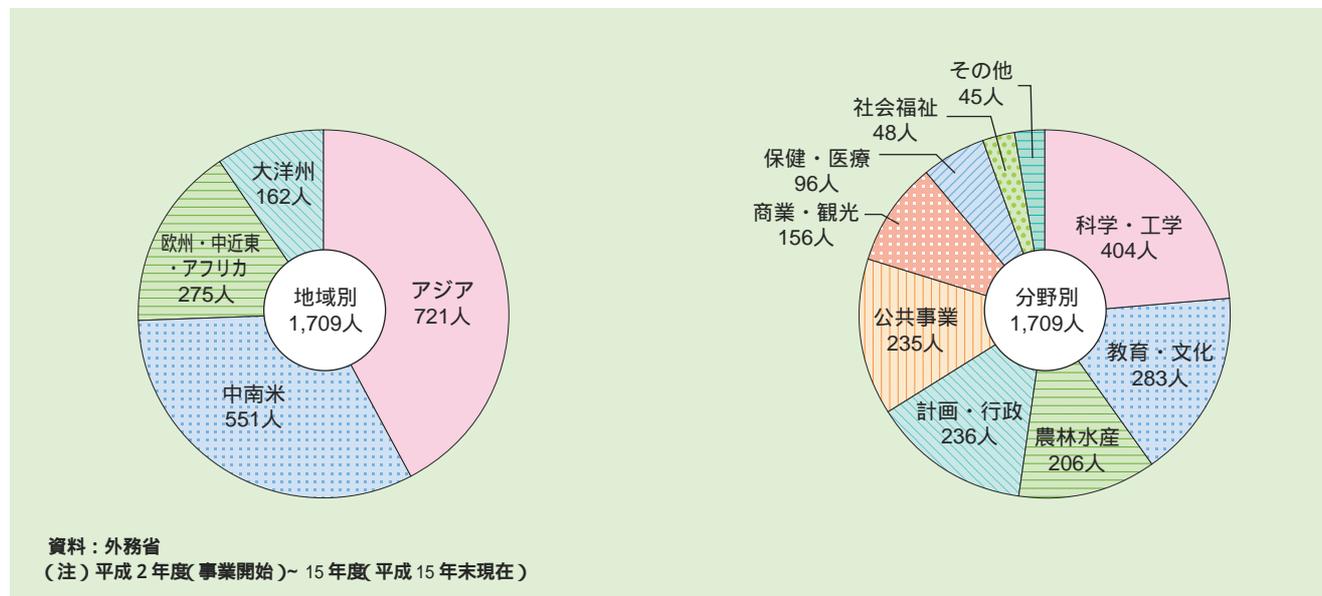
また、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えるようとする方々などの参考となるよう、年齢にとらわれず生き生きとした生活（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者、地域社会とのかかわりを持ち続けながら積極的に社会参加活動を行っている高齢者グループ等についての活動事例を広く紹介している。

### （イ）高齢者の海外支援活動

国際交流の進展に伴い、高齢者の持つ豊かな知識、経験、能力を海外において活用することが重要となっている。

このため、中高年層の海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を実施している（図2 -

図2 - 3 - 36 地域別・分野別シニア海外ボランティアの派遣者数



3 - 36)。

なお、シニア海外ボランティア事業等については、平成15年10月1日から、独立行政法人国際協力機構において実施している。

### (ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送等の充実を図るため、字幕番組の制作技術の研究開発を行うとともに、字幕番組等の制作に対し助成を行っている。

### イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動に対する興味・関心は年々高まっており、平成14年4月におけるボランティア活動者総数は739万7,000人、ボランティアグループ数は10万2,000グループに達してお

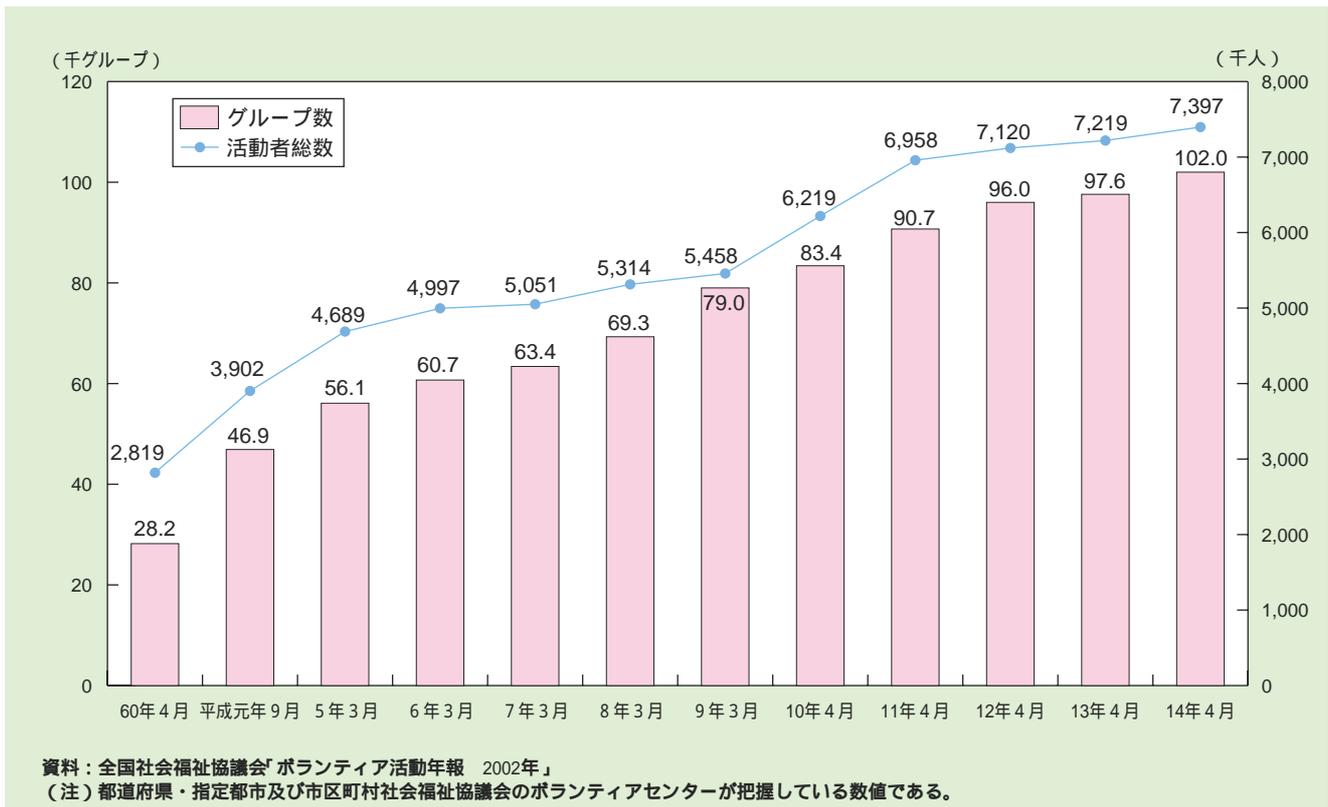
り、また、活動内容も高齢者や障害者に対する活動、子どもの健全育成に関する活動、自然保護やまちづくりに対する取組など多岐にわたっている(図2 - 3 - 37、表2 - 3 - 38)。

ボランティア活動の基盤の整備については、市区町村、都道府県・指定都市、中央の各段階における社会福祉協議会のボランティアセンターの活動等を支援している。

市区町村段階においては、ボランティア活動入門講座の開催、情報誌の発行、登録・あっせん・相談、ボランティア活動の拠点整備等を行うボランティア養成等事業に対し補助を行っている。

都道府県・指定都市段階においては、社会人等にボランティア活動の機会を提供する社会人福祉活動体験事業、シニアボランティア団体の育成・運営方法等の習得を目的とした養成研修

図2 - 3 - 37 ボランティア数の推移



## 住宅改善ボランティア活動



等を内容とするボランティア振興事業に対し補助を行っている。

中央段階においては、全国ボランティア活動振興センター事業として、都道府県・指定都市ボランティアセンター担当者の研修、全国ボランティアフェスティバル開催等に対し補助を行っている。

また、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ることを目的として、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図るための協議会を新たに組織するとともに、幅広い活動の情報提供、コーディネイトやコーディネーターの養成等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備、さらには18歳後の青年から高齢者に至る

表2 - 3 - 38 ボランティア活動の内容

( i ) 活動類型(複数回答) ( % )		
活 動 類 型	団体・グループ	個 人
人に対して直接サービスを提供している(対人サービス型)	43.2	53.7
人との交流を行っている(交流型)	45.7	51.2
社会的に不利な立場におかれた人々への支援活動(支援型)	43.1	39.9
特定の人を対象とするよりは、テーマに沿った活動を行っている(テーマ型)	35.3	29.2

( ii ) テーマ型の活動を行っているもののテーマ内容 ( % )		
テ ー マ の 内 容	団体・グループ	個 人
伝統文化の継承や芸術の普及	12.0	13.1
環境保全・自然保護	15.1	20.2
国際的な支援活動	3.1	3.7
まちづくり	20.8	15.0
防災・災害・安全	2.9	5.4
その他	38.9	29.3

( iii ) 対人サービス型、交流型、支援型の活動を行っているものの活動対象者 (複数回答) ( % )		
活 動 の 対 象 者	団体・グループ	個 人
高齢者や介護者	55.2	63.8
障害児・障害者やその家族	52.5	52.9
子ども	18.8	22.2
子育て中の人	9.1	10.0
在日外国人・留学生	1.4	3.2
ホームレス	0.3	0.5
難病患者やその家族	4.3	5.0
海外の人々	1.1	1.6
その他	12.1	9.8

資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査」(平成13年12月31日現在)

までの奉仕活動を充実するための環境整備を図っている。また、奉仕活動・体験活動に関する調査研究のほか全国的な普及啓発を図るため、「みんなのために、自分のために。今できることから始めよう！」をテーマとした奉仕活動・体験活動推進全国フォーラム（平成15年度は3月13日東京都）を開催し、シンポジウムや活動への参加を支援する情報交換会・相談コーナーなどの展示イベントを実施した。

大学や高等学校の入学選抜においては、ボランティア活動や社会奉仕活動に対し、適切な評価が行われるよう配慮を求めている。

また、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号、以下「NPO法」という。）に基づき、法人格を付与すること等を通じて、ボランティア活動を始めとしたNPOの活動を促進するための環境整備を図っている（表2-3-39）。

平成15年5月には、特定非営利活動を一層促進する観点から、特定非営利活動の種類の追

加等を盛り込んだ特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成14年法律第173号）が施行され、15年4月には認定NPO法人制度について、認定要件の緩和やみなし寄附金制度の導入等の拡充がなされた。さらに、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにした「NPO法の運用方針」（15年3月策定、同年12月改定）を策定・公表するとともに、NPO法人制度の申請・届出手続の電子化や、インターネットによる縦覧・閲覧書類の公開に取り組んだ。

また、平成13（2001）年のボランティア国際年の取組を発展させるために国連で採択された「ボランティア活動支援のための勧告」を踏まえ、ボランティア活動の裾野拡大と資質向上のための普及啓発事業や研修などを行った。

表2-3-39 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	589	神奈川県	945	大阪府	1,290	福岡県	507
青森県	100	新潟県	207	兵庫県	521	佐賀県	84
岩手県	135	富山県	82	奈良県	106	長崎県	137
宮城県	243	石川県	119	和歌山県	96	熊本県	188
秋田県	89	福井県	111	鳥取県	55	大分県	146
山形県	126	山梨県	94	島根県	64	宮崎県	95
福島県	189	長野県	329	岡山県	200	鹿児島県	111
茨城県	196	岐阜県	200	広島県	240	沖縄県	135
栃木県	184	静岡県	368	山口県	146	都道府県計	14,719
群馬県	308	愛知県	482	徳島県	64	内閣府	1,441
埼玉県	449	三重県	224	香川県	94		
千葉県	619	滋賀県	163	愛媛県	124		
東京都	3,248	京都府	410	高知県	107	合計	16,160

資料：内閣府（平成10年12月1日～16年3月31日累計）

## 複合型デイサービス施設による高齢者介護

門戸を広げた複合型デイサービス施設「喜楽庭」が、平成15年11月静岡市長谷町にオープンし注目を集めている。

「喜楽庭」は静岡市のNPO法人「生き生きネットワーク」が和風民家を改造して運営を始めた。介護保険制度や支援費制度を利用する人に加え、制度の適用を受けない人も、高齢者一般通所介護、高齢者痴呆通所介護、知的障害者デイサービス、障害児デイサービスのほか託児ルームのサービスを受けることができる施設である。施設内では高齢者と障害者と乳幼児が共に楽しむことができる活動として、朝・夕の会やレクリエーションなどが行われており、また、共有スペース(居間)では、自然にお年寄りと障害者と小さい子の交流がなされている。



(写真提供：静岡県健康福祉部)